館林市手話施策推進方針

平成30年2月28日策定

館林市は、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が、思いやりと助け合いの心を持って、互いにきずなを結び、手話と共に安心して暮らせる地域社会を育んでいくため、館林市きずなを結び共に育む手話言語条例(平成29年3月23日館林市条例第5号)第9条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定めます。

施策の推進に当たっては、当事者団体や群馬県及び市関係機関と連携を図ります。

- 1 手話への理解及び手話の普及の促進に関する事項(条例第9条第1項第1号)
- (1) 手話の普及のため、市民に対して手話を学ぶ機会を提供していきます。(条 例第11条)
 - 〇既存施策
 - · 手話奉仕員養成講習会
 - 〇検討施策
 - ・短期・体験型手話教室
- (2) 学校教育における手話の理解と普及のため、児童・生徒・学生及び教職員に対して手話を学ぶ機会の提供に努めていきます。(条例第12条)
 - 〇検討施策
 - ・市内の小中学校及び高等学校等における手話に関する授業
 - ・市内の小中学校及び高等学校等の教職員に対する手話に関する研修
- (3) ろう者が安心して医療機関を受診することができるよう、医療機関において ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めていきます。(条例第13条)
 - 〇検討施策
 - 医療機関における手話通訳者派遣制度の周知
 - ・医療機関向けの手話に関するリーフレットの作成・配布
- (4) 新生児の聴覚障がいの診断を行う医療機関と、聴覚障がい児の診断と支援に 携わる者に対して手話への理解に努めていきます。(条例第13条第3項)
 - 〇検討施策
 - ・新生児の聴覚障がいの診断を行う医療機関と、聴覚障がい児の診断と支援 に携わる者に対して、手話への理解のための施策に関するリーフレットの作 成・配布及び連携
- (5) ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう事業者が行う取り組みの支援 に努めていきます。(条例第14条)

- 〇検討施策
 - 手話講習会開催に向けての情報提供
 - ・事業所向けのろう者への対応や手話に関するリーフレットの作成・配布
- (6) 市職員に対して手話の理解と普及に努めていきます。
 - 〇既存施策
 - ・市役所内及び出先機関の窓口等に「手話・筆談マーク」カードを掲示
 - 〇検討施策
 - ・市職員に対する手話に関する研修
- (7) 条例の制定と手話やろう者への理解・普及のため、市民等への周知に努めていきます。
 - 〇検討施策
 - 市広報紙で手話言語条例に関する特集を掲載し周知
 - 手話の理解と普及のための館林市公式動画チャンネルの配信
- 2 手話による情報の発信及び取得に関する事項(条例第9条第1項第2号)
- (1) 市議会における手話通訳の実施に努めていきます。
 - 〇既存施策
 - ・市議会における手話通訳
- (2) 市主催の各種行事における手話通訳の実施に努めます。
 - 〇既存施策
 - 各種行事やイベントにおける手話通訳
- (3) 手話による行政情報の発信について検討を進めていきます。
 - 〇既存施策
 - ・市役所内の手続き時の設置手話通訳者による情報提供
 - 〇検討施策
 - ・市ホームページへの手話動画の掲載
- (4) 手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が快適に滞在できるよう努めていきます。(条例第15条)
 - 〇検討施策
 - ・手話による観光ガイドの派遣
- (5) 災害時における、ろう者に対する情報発信及び緊急時の意思疎通支援に必要な体制の整備に努めます。(条例第16条)
 - 〇検討施策
 - ・災害時の意思表示カード等の作成・配布
 - 防災出前講座
 - ・市の安全安心メール登録の推進
 - 災害時意思疎通支援体制の整備

- 3 手話による意思疎通支援に関する事項(条例第9条第1項第3号)
- (1) 手話通訳者の派遣を推進していきます。
 - 〇既存施策
 - 手話通訳者派遣事業
 - 手話通訳者設置事業
- (2) 学校において手話を必要とする児童・生徒・学生に対する支援に努めていきます。(条例第12条第3項)
 - 〇検討施策
 - ・市内の小中学校及び高等学校等の、児童・生徒・学生に対する手話による 支援
 - ・学校法人等への周知・啓発
 - ・手話を学んだことのない聴覚障がい児に対し、手話に触れる機会と手話を 学ぶ環境の整備
- (3) 手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障がいのある者の特性に応じた円滑な意思疎通支援が行えるように必要な施策を推進し努めます。
 - (条例第18条)
 - 〇既存施策
 - 要約筆記者派遣事業
 - 〇検討施策
 - 要約筆記啓発講座
- 4 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関する事項(条例第9条第1項第4号)
 - (1) 手話通訳者の確保及び登録を推進していきます。
 - 〇既存施策
 - 手話通訳者の確保及び登録
 - (2) 手話通訳者の養成を推進していきます。
 - 〇検討施策
 - 手話通訳者認定試験対策講座
 - 手話奉仕員及び手話通訳者養成指導者研修の補助
 - (3) 設置手話通訳者の配置のあり方について検討していきます。
 - 〇既存施策
 - · 手話通訳者設置事業
 - (4) 手話通訳環境の充実に努めていきます。
 - 〇検討施策
 - 手話通訳者の体制の検討

5 手話に関する専門職の資質向上に関する事項(条例第9条第1項第5号)

- (1) 手話通訳者の資質向上のため研修会の参加を推進していきます。
 - 〇検討施策
 - ・登録手話通訳者に対する研修
 - ・手話通訳者現任研修(全国手話研修センター)補助事業

6 その他市長が必要と認める事項(条例第9条第1項第6号)

- (1) この方針は、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直すことが出来るものとします。
- (2) 施策の内容によっては、中長期的な研究及び検討を要する場合があります。